

所得税・消費税

税務実務セミナー巡回経営相談会

開催日(土日祝除く)	時間	場所	TEL
6月25日(月) ~7月6日(金)	09:30~11:30	伊根町商工会館	32-0302
	13:30~16:30		
7月4日(水)	13:30~15:30	朝妻地区公民館	33-0151
7月5日(木)	10:30~11:30	蒲入集会所	33-0809
	13:30~15:30	本庄地区公民館	32-0002

＜相談内容＞■源泉所得税に係る微収簿の書き方や納付に関する相談（上期納付期限は7月10日（月）まで）※納期特例事業者の場合※給与明細・年末調整関係書類等をご持参下さい。※給与支払者・従業員（専従者含む）の個人番号が分かれる書類及び本人確認書類（運転免許証等）をご持参下さい。■消費税転嫁対策等に関する相談■資金繰り等に係る経営改善貸付制度融資（マル経）に関する相談※財務諸表・関係書類等をご持参下さい■専門家派遣の活用に関する相談（商標登録・社員研修・IT等活用など）■その他経営改善に関する相談

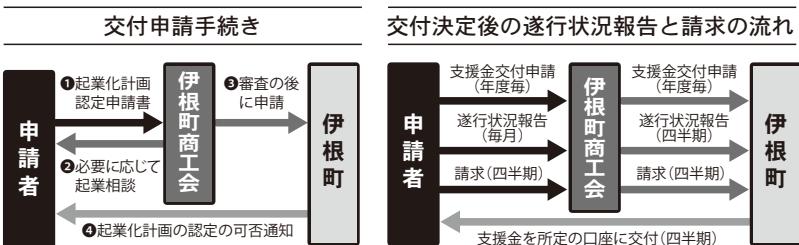


伊根町内で新たに商工観光業を営む方に
開業支援金を交付します

伊根町開業支援金 交付事業



対象者	伊根町内において住所を有する個人、団体、中小企業者などで、新たに町内で商工観光業を開業する者
交付額	定額／月10万円×2年間（240万円）
注意事項	<ol style="list-style-type: none">支援金受領開始後7年以内に事業を廃止したり、転出等をされた場合は開業支援金の全部若しくは一部を返還していただくことになります。「伊根町商工観光業振興対策事業」による補助金との2重の交付はできません。※ただし、同様の国、府等の助成制度を活用された場合は開業支援金の交付を受けることができます。支援金受領者は支援金受領後7年間、事業の遂行状況を四半期毎に伊根町商工会を経由して伊根町へ報告していただくことになります。



※平成27年4月1日以降に起業化認定を受けたものについては、支援金受領開始後7年間、遂行状況報告を提出。

伊根町企画観光課 TEL32-0502 <http://www.town.ine.kyoto.jp/>
伊根町商工会 TEL32-0302 <http://ine.kyoto-fsci.or.jp/>

伊根町商工観光業振興対策補助金

事業創生型		設備投資型
補助金額	上限 75万円 または町長が認めた額	上限 300万円 または町長が認めた額
補助率	2分の1以内	10分の3以内
採択要件	事業費 30万円以上	事業費 50万円以上
対象経費	報償費、賃金、委託費、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、会場等借上料、その他町長が特に必要と認める経費	

◆共通事項

事業内容	新商品の開発、販路開拓、共同店舗化等地域振興に寄与できると認められる事業	
対象者	小規模事業者	常時使用する従業員の数 ☆卸売業・小売業・サービス業は5人以下 ☆製造業・その他の業種は20人以下
	中小企業等	小規模事業者を除く中小企業
※対象とならない者 (1) 農林漁業者 (2) 過去に「伊根町商工観光業振興対策補助金」、「伊根町開業支援金」の交付を受けた者		

お問い合わせ ■ 伊根町商工会 TEL:0772-32-0302 伊根町企画観光課 TEL:0772-32-0502



2018年
8月25日土
PM5:00～PM9:00
伊根町七面山駐車場周辺

（少雨決行／荒天順延）

伊根町民の皆様、本事業へのご支援、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

日本政策金融公庫 経営改善貸付制度

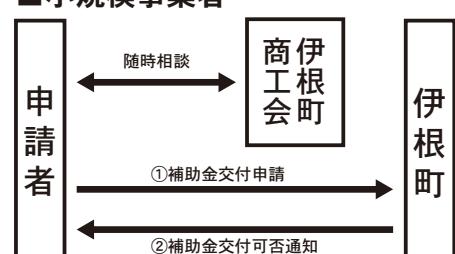


商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

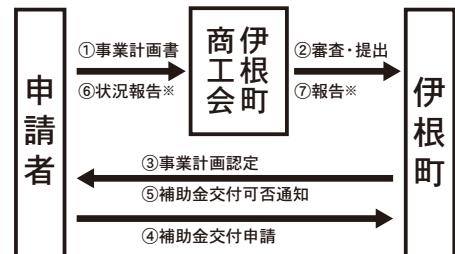
融資対象者	※次のすべての条件を満たしていることが必要 ① 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業5人以下） ② 最近1年以上伊根町で事業を営んでいる事業所 ③ 原則6ヶ月以上商工会の経営指導を受けている事業所 ④ 所得税・法人税・事業税・町民税のすべて完納している事業所 ⑤ 商工業者で日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でない事業所	
資金用途	設備資金	運転資金
融資限度額	2,000万円	
保証人・担保	無担保・無保証人	
返済期間	10年以内（据置期間：2年以内）	7年以内（据置期間：1年以内）
年利率	1.11% （平成30年5月16日現在）	

日本政策金融公庫 http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

■小規模事業者



■中小企業等



※⑥⑦「設備投資型」のみ事業完了の翌年3年間、毎年1回
進捗状況等を報告